

京都市職員共済組合公告第20号

京都市職員共済組合定款の一部を次のように変更する。

平成28年3月31日

京都市職員共済組合

理事長 塚本 稔

第1条 京都市職員共済組合定款（昭和37年12月1日定款第1号）の一部を次のように変更する。

第45条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第46条第1項の表中「1,000分の41.00」を「1,000分の45.50」に、「1,000分の5.20」を「1,000分の5.70」に、「1,000分の1.34」を「1,000分の1.54」に、「1,000分の1.92」を「1,000分の2.09」に改める。

第47条中「1,000分の84.68」を「1,000分の94.08」に、「1,000分の10.40」を「1,000分の11.40」に改める。

第49条中「平成27年度」を「平成28年度」に、「1,129円」を「778円」に改める。

第2条 京都市職員共済組合定款の一部変更（平成27年3月31日公告第12号）の一部を次のように変更する。

附則第3項を次のように改める。

3 京都市職員共済組合定款の一部変更（平成27年10月13日公告第12号）第1条の規定による変更後の第47条の規定は、平成27年10月1日以後に退職した任意継続組合員について適用し、同日前に退職した任意継続組合員については、なお従前の例による。

附則第4項を削る。

第3条 京都市職員共済組合定款の一部変更（平成27年3月31日公告第12号）の一部を次のように変更する。

附則に次の1項を加える。

- 4 前項の場合において、平成27年10月1日前に退職した任意継続組合員の平成28年4月分以後の任意継続掛金に係る変更前の第46条の規定の適用については、同条中「施行令第48条第3項各号」とあるのは、「被用者年金一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成27年政令第347号）第172条第3項の規定により読み替えられた地方公務員等共済組合法施行令等の一部を改正する等の政令（平成27年政令第346号）第1条の規定による改正前の施行令第48条第3項各号」と「1,000分の84.68」とあるのは、「1,000分の94.08」と、「1,000分の10.40」とあるのは、「1,000分の11.40」とする。

附 則

- 1 この変更は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は公告の日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
- 2 変更後の第46条第1項及び第47条の規定は、平成28年4月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同年3月分以前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

(行財政局人事部厚生課)